会津若松市民総ガイド運動実行委員会設置要綱

(平成9年7月16日決裁) (平成19年4月2日一部改正)

(設置)

第1条 会津若松市観光振興条例(平成8年会津若松市条例第24号)第5条に規定する市民の役割を啓発し、かつ、その活動を促進するために、会津若松市民総ガイド運動実行委員会(以下「実行委員会」という。)を設置する。

(実行委員会が行う事業)

第2条 実行委員会は、次に掲げる事業遂行のための企画立案及び活動を行うものとする。

- (1) 市民一人ひとりが観光ガイドであるという意識高揚を図るための啓発に関すること。
- (2) 観光誘客活動、各種イベント等における観光ガイド活動に関すること。
- (3) その他前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織及び委員)

第3条 実行委員会は、関係機関及び各種団体から推薦された者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残 任期間とする

(委員長及び副委員長)

第5条 実行委員会に委員長、副委員長及び監事2人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを選出する
- 3 委員長は、委員会の事務を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 監事は、実行委員会の会計を監査する。

(会議)

第6条 実行委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 実行委員会は、委員の3分の1以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 実行委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 実行委員会の事務局を会津若松市観光課内に置き、その庶務は、同課において 処理する。

(事業年度)

第8条 この運動の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(専決事項)

第9条 委員長は、緊急執行を要し委員会を開くことができないと認めるときは、その決すべき案件を処理することができる。

2 前項の処理をした場合において、次の委員会にこれを報告しなければならない。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、実行委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成9年7月16日から施行する。

(会津若松市民総ガイド運動実施要綱の廃止)

2 会津若松市民総ガイド運動実施要綱(昭和58年2月22日決裁)は、廃止する。

附 則(平成19年4月2日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。